

# 津山市無電柱化推進計画

令和6年3月

津 山 市

## 目 次

はじめに

1. 無電柱化の推進に関する基本的方針
  - 1 - 1 無電柱化推進計画の位置付け
  - 1 - 2 津山市内の無電柱化の現状
  - 1 - 3 今後の無電柱化の取り組み姿勢
  - 1 - 4 無電柱化の対象道路の考え方
  
2. 計画の期間
  
3. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
  - 3 - 1 無電柱化事業の実施
  - 3 - 2 占用制度の運用
  
4. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項
  - 4 - 1 広報・啓発活動
  - 4 - 2 関係者間の連携強化
  
5. 無電柱化の推進に関する目標
  - 5 - 1 計画目標
  - 5 - 2 計画路線

はじめに

道路上の電線、電柱は、景観を損なうだけでなく、歩行者や車椅子の通行の妨げとなり、地震などの災害時には、電柱が倒れ、緊急車両等の通行に支障をきたすなど、種々の危険がある。しかし、我が国の無電柱化率は、欧米の主要都市やアジア各国の都市と比べ極めて低い状況である。

このような現状に鑑み、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として「無電柱化の推進に関する法律（以下、「無電柱化法」という。）」が平成28年に成立、施行された。

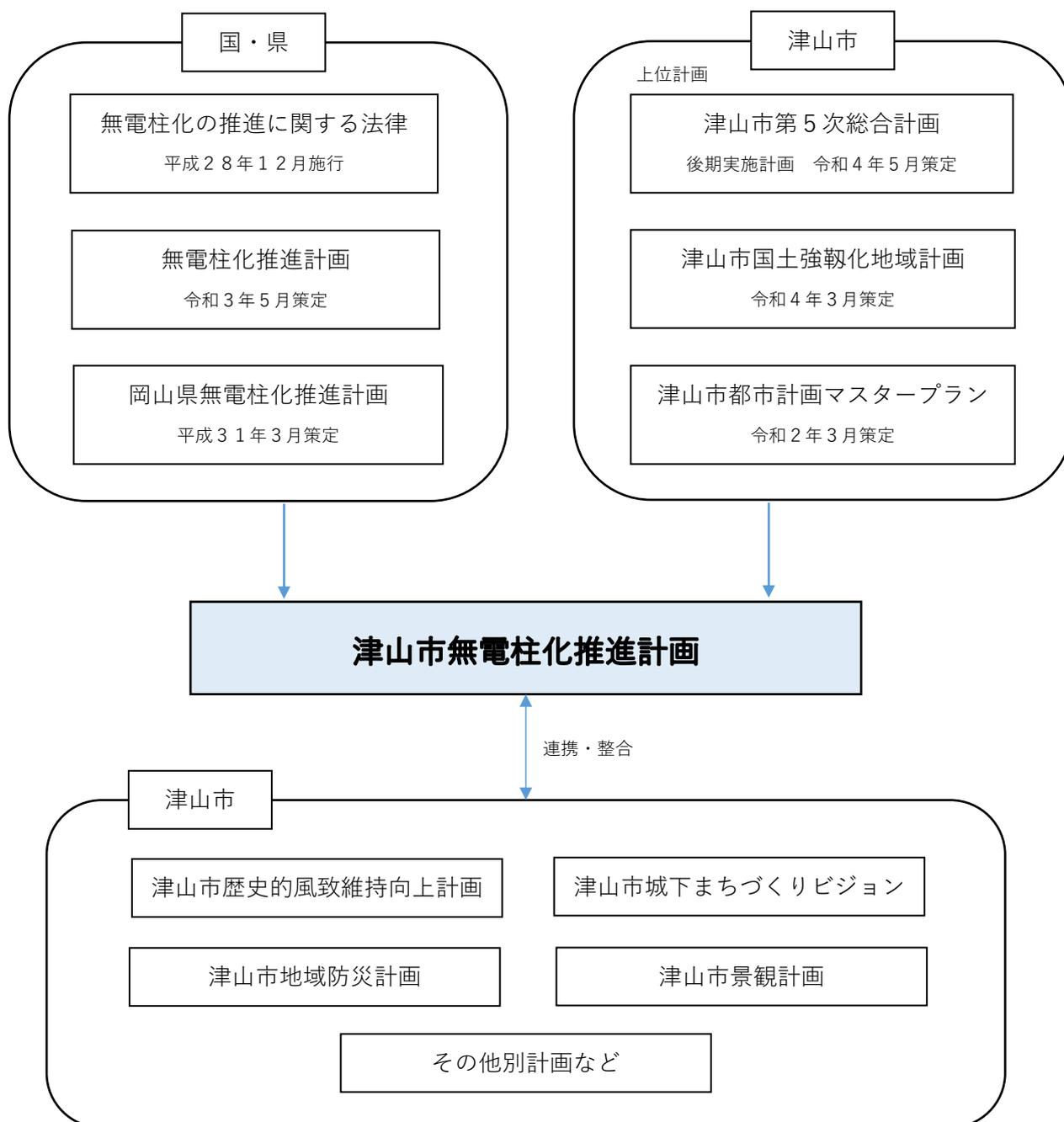
無電柱化法第8条においては都道府県無電柱化推進計画を基本として、市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画である市町村無電柱化推進計画の策定を市町村の努力義務として規定している。

本計画は、無電柱化法に基づく津山市無電柱化推進計画として、津山市の管理道路における、今後の無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めるものである。

# 1. 無電柱化の推進に関する基本的方針

## 1-1 無電柱化推進計画の位置付け

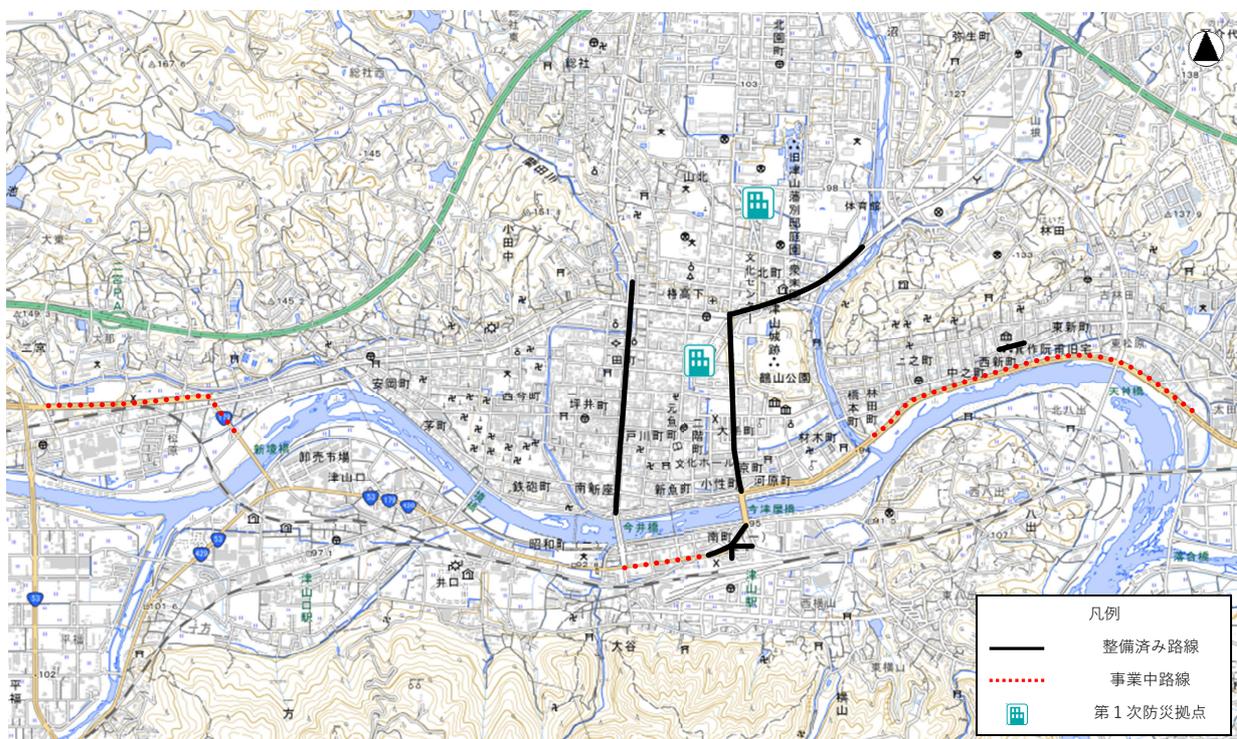
本計画は、「無電柱化法」第8条において、策定が努力義務とされており、国及び県が策定した無電柱化推進計画を基本とし、津山市第5次総合計画、津山市都市計画マスタープラン等、他の計画とも整合を図り、無電柱化の推進について、基本的な方針、目標、施策等を定めるものである。



## 1-2 津山市内の無電柱化の現状

津山市内における無電柱化は、平成25年の一般国道53号の整備をはじめとして、一般県道大篠津山停車場線や主要地方道津山加茂線などの整備が進められてきた。本市も平成21年に城東重要伝統的建造物群保存地区の一部や津山駅北口広場の整備と併せて無電柱化を進めてきた。

津山市内の整備状況



(令和5年5月時点)

### 1-3 今後の無電柱化の取り組み姿勢

近年は、道路の果たす防災機能は従来以上に重要度を増していることから、新設電柱の占用を制限するなどして無電柱化を推進していく必要がある。

また、「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。（無電柱化法第2条）」の理念の下、市民と関係者の理解、協力を得て、無電柱化により本市の魅力と賑わいのある中心市街地を創出し、安全・安心な暮らしを確保することとする。



(出典：国土交通省 HP)

### 1-4 無電柱化の対象道路の考え方

無電柱化を進める対象として、以下のような道路において、優先的に無電柱化を実施する。なお、具体的な無電柱化実施区間については、中国地区電線類地中化協議会岡山地域部会等において地域の実情を踏まえて調整する。

#### ① 災害被害拡大の防止

災害発生時における人命の安全、被害拡大防止、災害応急対策の円滑な実施を図るため、救助・救急・医療・消火活動及び避難者への救援物資の供給等に必要な人員及び物資等の緊急輸送を確保するために必要な道路を対象として、地震や台風による電柱倒壊リスクの解消を目指す。

(整備前)



(整備後)



(出典：岡山県 HP)

## ② 安全かつ円滑な交通の確保

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定道路に準じる道路のほか、生活関連経路や交通量の多い道路において、バリアフリー化等に合わせて無電柱化を推進する。



(出典：国土交通省 HP)

## ③ 良好な景観の形成

重要伝統的建造物群保存地区、景観法や景観条例に基づく地区や著名な観光地など地域の特性を活かした良好な景観形成や観光振興に必要な地区の無電柱化を推進する。



## 2. 計画の期間

令和7年度から令和16年度までの10年間とする。

## 3. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

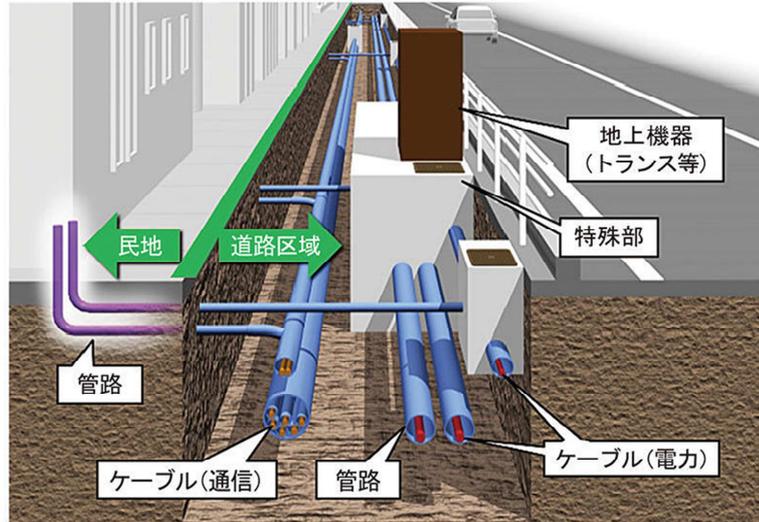
### 3-1 無電柱化事業の実施

無電柱化の実施に当たっては、設置後の維持管理や点検の容易さ、被災後の早期復旧なども勘案して、電線管理者や地元関係者等との協議を踏まえて事業手法を決定する。

#### 1) 電線共同溝方式

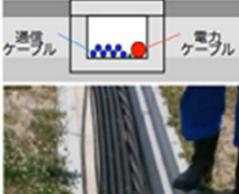
電線共同溝方式は、地方公共団体が電線共同溝を整備する事業手法で、無電柱化の手法として一般的であるが、整備コストが高いことなどが課題となっている。そのため、浅層埋設や小型ボックス活用埋設等の低コスト手法を積極的に採用し、一層の低コスト化を図る。

### 電線共同溝イメージ



(出典：国土交通省 HP)

### 低コスト手法の種類

管路の浅層埋設	小型ボックス活用埋設	直接埋設
<p>現行より浅い位置に埋設</p>	<p>小型化したボックス内にケーブルを埋設</p>	<p>ケーブルを地中に直接埋設</p>
		
<p>管路の事例 (国内)</p>	<p>小型ボックスの事例</p>	<p>直接埋設の事例 (パリ)</p>

(出典：国土交通省 HP)

2) 単独地中化方式

単独地中化方式は、電線管理者自らの費用により、電線類の地中化を行う事業手法であり、電線管理者が実施する際には、積極的に協力する。

3) 要請者負担方式

要請者負担方式は、地方公共団体や開発事業者等の個別の要請により、要請者の費用で無電柱化を実施する事業手法である。

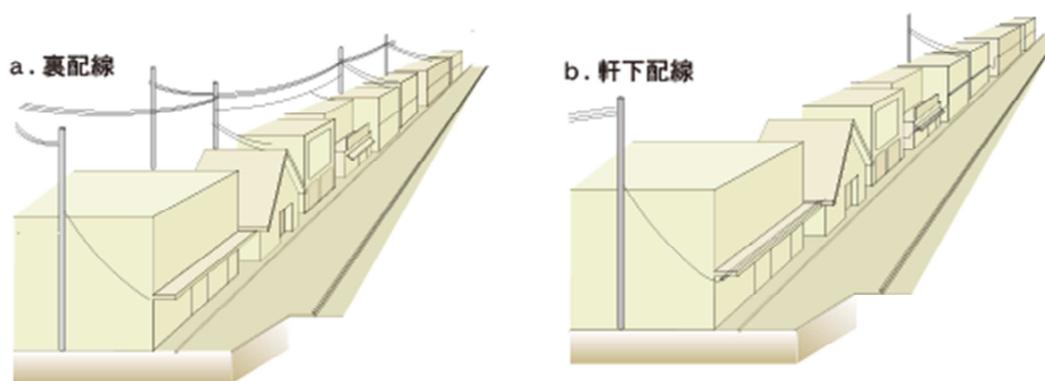
4) 自治体管路方式

自治体管路方式は、地方公共団体が管路設備を整備し、残りを電線管理者が整備する事業手法であり、電線管理者からは費用を徴収せず、ケーブル入線に要する費用を電線管理者が負担する。

5) 裏配線方式・軒下配線方式

裏配線方式・軒下配線方式は、電線類の地中化以外の無電柱化方式であり、低コストに無電柱化が可能な手法であるため、地元関係者等の合意が得られる場合は、積極的に導入する。

裏配線・軒下配線イメージ



(出典：国土交通省 HP)

## 6) 土地区画整理事業及び道路事業等に併せた無電柱化

土地区画整理事業や道路事業その他これらに類する事業が実施される場合において、当該事業と併せて無電柱化が行われるよう、無電柱化法第12条に基づき電線管理者に無電柱化を要請し、効率的な無電柱化を推進する。

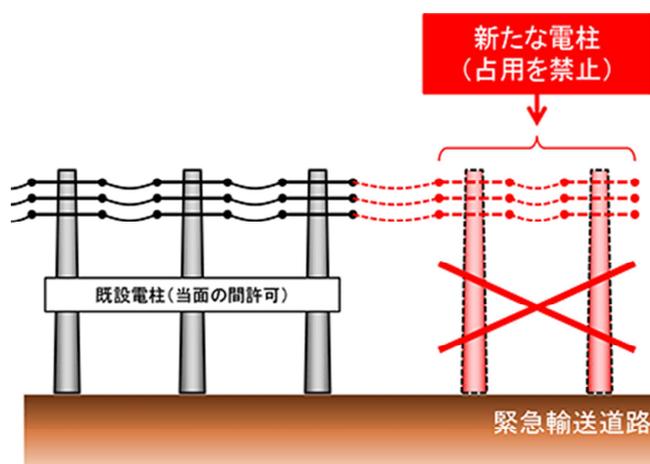
## 3-2 占用制度の運用

### 1) 占用制限制度の適切な運用

本市が管理する緊急輸送道路において、道路法第37条に基づく占用制限区域を指定し、新設電柱の占用を制限するとともに、既設電柱の更新及び移設の際には、道路区域外への移設を働きかける。

対象路線は、図1-1の第1次緊急輸送道路及び第2次緊急輸送道路とする。

占用制限措置イメージ



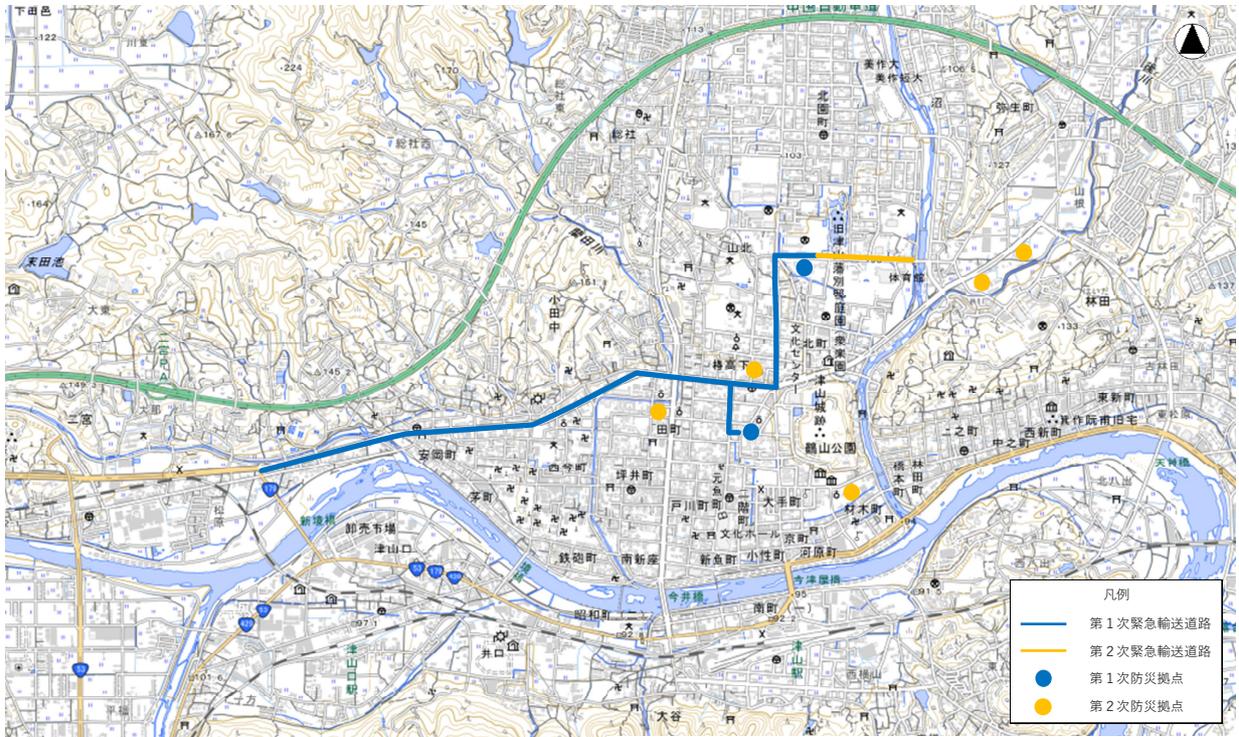
(出典：国土交通省 HP)

### 2) 占用料の減額措置

道路における無電柱化をより一層推進するため、道路の地下に設置した電線等について、占用料の減額措置を検討する。

図1-1 占用制限路線

宮川より以西



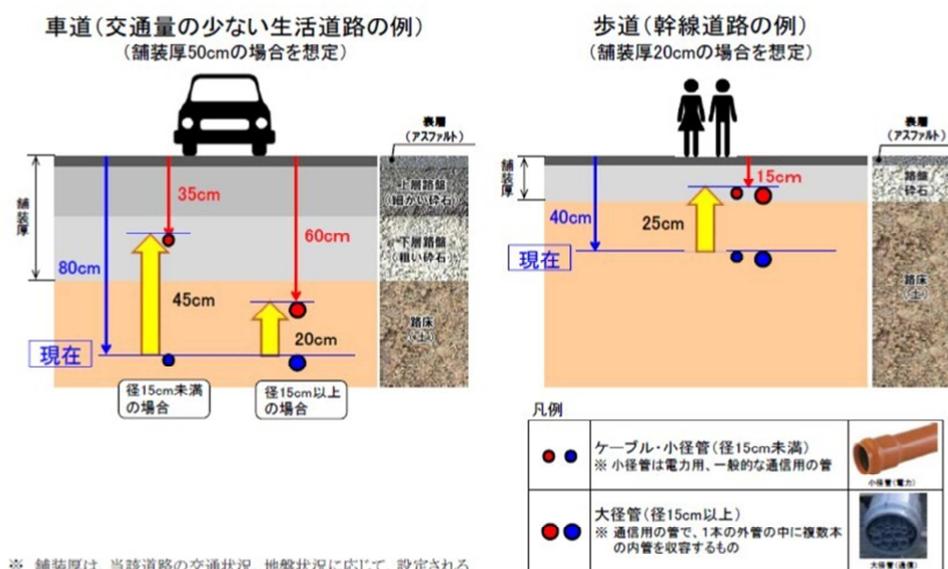
宮川より以東



### 3) 電線の地下化埋設基準の緩和

無電柱化を促進するため、道路占用許可により電線を道路の地下に設ける場合の埋設の深さについて、基準の緩和を検討する。

#### 埋設基準の見直し深イメージ



(出典：国土交通省 HP)

## 4. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

### 4-1 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関して市民の理解と関心を深め、無電柱化に関して市民の協力が得られるよう、無電柱化の取組状況について、本市のホームページ等を活用して無電柱化に関する広報・啓発活動を行う。

### 4-2 関係者間の連携強化

国、県、市、関係事業者等からなる中国地区電線類地中化協議会岡山地域部会において、無電柱化の推進に係る情報の共有を図る。

また、無電柱化事業実施箇所においては、事業手法の選択、工事時期等の調整、地上機器の設置場所、引き込み設備の集約化等に関して、無電柱化を円滑に進めるため、必要に応じて会議を開催し調整を図る。

## 5. 無電柱化の推進に関する目標

### 5-1 計画目標

災害発生時の緊急輸送道路の経路確保や重要伝統的建造物群保存地区の良好な景観形成に向け、計画期間内に対象路線の優先着手を目指す。

### 5-2 計画路線

対象路線は、表2-1、図2-1とする。

表2-1 対象路線一覧

路線名	区間	道路延長 (km)	整備延長 (km)	対象道路の考え方	備考
A	市道A095号線の一部ほか	橋本町24-1～川崎697	1.1	③	0.1km整備済
B	市道1002号線の一部	城代町1-1～椿高下116-1	0.4	① (③)	
C	市道1004号線の一部	椿高下116-1～山北443-1	0.5	① (②)	
D	市道B261号線の一部	山北443-1～山北630-2	0.2	① (③)	
E	市道1001号線の一部	山下30-7～山下4	0.4	③	
F	市道B034号線の一部	田町47-1～田町13-4	0.3	①	
G	市道B040号線の一部	田町13-4～山下53	0.1	①	
H	市道1001号線の一部	西寺町91～坪井町1	0.8	③	

図2-1 対象路線図

